



IV 放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策			
6	☆	管理・記録対象医療機器等を用いた診療に当たっては、当該診療を受ける者の医療被ばくによる線量を記録しているか。 機器：IVR、CT、核医学) (記録：HIS、RIS、PACS、照射録、診療録)	
7	☆	医療放射線安全管理責任者は、行政機関、学術誌等から診療用放射線に関する情報を広く収集するとともに、必要な物は従事者に周知徹底を図り必要に応じて管理者への報告等を行っているか。	

【医療法施行規則】（令和2年4月1日施行）

第1条の11

2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない(ただし、第3号の2にあつてはエックス線装置又は第24条第1号から第8号の2までのいずれかに掲げるものを備えている病院又は診療所に、第4号にあつては特定機能病院及び臨床研究中核病院(以下「特定機能病院等」という。)以外の病院に限る。)

三の二 診療用放射線に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、診療用放射線の利用に  
る安全な管理(以下「安全利用」という。)のための責任者を配置し、次に掲げる事項を行わせること。

- イ 診療用放射線の安全利用のための指針の策定
- ロ 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施
- ハ 次に掲げるものを用いた放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施
  - (1) 厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器
  - (2) 第24条第8号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
  - (3) 第24条第8号の2に規定する診療用放射性同位元素

【厚生労働省告示第61号】（平成31年3月11日）

医療法施行規則第1条の11第2項第三号の二ハ(1)の規定に基づき厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器は、次に掲げるものとする。

- 一 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置
- 二 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置
- 三 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置
- 四 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置
- 五 X線CT組合せ型循環器X線診断装置
- 六 全身用X線CT診断装置
- 七 X線CT組合せ型ポジトロンCT装置
- 八 X線CT組合せ型SPECT装置

【通知等】

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成31年3月12日医政発0312第7号）

「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」（平成31年3月15日医政発0315第4号）

「診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドラインについて」（令和元年10月3日医政地発1003第5号）